

最高裁秘書第2801号

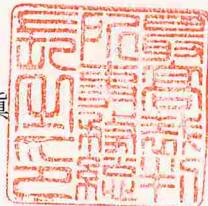
令和2年11月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

10月28日付け（同月30日受付、第020611号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

10月26日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「新型コロナウィルス感染症への対応について」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

(庶ろ-15-B)

令和2年10月26日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 宇田川 公 輔

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

最高裁判所事務総局において、本感染症の感染状況や社会情勢等を踏まえ、専門家の助言を得て、裁判所における感染防止対策の在り方について整理を進めており、今般、専門的知見を踏まえた検討の過程で重要性が比較的高いと考えられるマスクの着用と傍聴席の利用方法について、別紙のとおり考え方を整理しました。

もとより、各庁においてどのような感染防止対策を講じるかは、地域の感染状況等の実情に即して各庁において検討し実施されるべきことですが、上記考え方方が公衆衛生学等の専門的知見に基づき整理されたことを踏まえ、各庁におかれでは、裁判所職員におけるマスクの着用の徹底、事件関係者等の来庁者に対するマスクの着用についての協力依頼、傍聴席の利用方法の取扱いの変更等について、庁としての統一的な方針を定め、必要な措置を実施していただくようお願いします。

なお、その余の感染防止対策の在り方については、整理ができ次第お知らせする予定です。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

## マスクの着用と傍聴席の利用方法について

### 1 本書面の位置付け

新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会情勢等を踏まえ、専門家の助言を得て裁判所における感染防止対策の在り方について整理を進めているところ、専門家から、①裁判手続等において継続的に発話される場面や声高に議論される場面は感染リスクが高く、そのリスク態様に応じた対策として、マスクの着用を確実にすることが極めて重要であるとの指摘を受けるとともに、②マスクの着用と関連する事項として、社会的にも関心が高い傍聴席の利用方法について専門的知見に基づく助言を得たことから、今般、他の感染防止対策に関する部分に先行して、専門的知見を踏まえたマスクの着用と傍聴席の利用方法について考え方を整理するものである。

### 2 マスクの着用について

新型コロナウイルス感染症は、飛沫感染（一部マイクロ飛沫感染）と接触感染により感染するとされているが、これまでの感染例の分析によれば、主たる感染経路は飛沫感染であるとのことであるので、飛沫感染の防止を特に重点的に行う必要がある。マスクの着用は、発話や咳・くしゃみ等の場面における飛沫の拡散をおおむね抑制するものとして、飛沫感染の防止という観点から、効果が高い。

したがって、基本的な感染拡大の防止対策として、裁判所職員はもとより、事件関係者等の来庁者においてもマスクを着用することが重要であり、引き続き、裁判所職員において、法廷、執務室等庁舎内で執務するあらゆる場面でのマスクの着用を徹底するとともに、また、紛争等を扱う裁判手続では法廷等の手続室において大声が発せられる場面もあることからすると、事件関係者等の来庁者に対しては、マスクの着用について改めて十分な理解と協力を求めていく必要がある

と考えられる。

※健康上の理由や裁判手続において通訳人が口の動きを見て通訳する必要がある場合など、マスクを着用しないことに合理的な理由がある場合

口を覆うマウスシールドは、もともと食品衛生の観点から唾液の飛沫を飛ばさないために使用されているものであり、装着者の唾液の飛沫を飛ばさないという点においてはマスクと目的を共通にする面もある。しかし、装着者が継続して発話をする場面においては、マスクと比較すると飛沫拡散を抑制する効果は限定的である。そのため、マスクの着用の代替策として、マウスシールドを利用せざるをえない場合、その効能の限界を考慮して2メートルの対人距離と換気を確保して利用する。

フェイスシールドについては、フェイスシールドを装着することにより装着者が会話時に飛沫を飛ばさないようにするためというよりは、主として他者からの飛沫が顔や特に目に付着することを防護するための資材である。飛沫拡散抑制効果はマスクと比較すると相当低く、やむを得ずマスクの代替策として使用する場合には、漏れ出る飛沫に対する対策も必要であることから、2メートルの対人距離と換気を確保して利用する。

### 3 法廷における傍聴席について

法廷における傍聴に当たって、傍聴人は、同じ方向を向いて着席し発話をしないこと（裁判所傍聴規則3条1号により傍聴人は静粛にすることが求められている。）が想定されることから、基本的には新しい生活様式の定着によりマスクが着用されていることを前提とすれば、傍聴席における感染リスクは相当程度低いということができる。

※上記2のとおり、マスクの着用が対面の場合を含めた感染防止対策として効果が高いことから、法廷内外のポスター掲示等によりマスク着用の徹底を図るとともに、会話等を控えるように注意喚起することによって、感染防止対策をより実効的なものとすることができると考えられる。

他方で、一般傍聴人の連絡先は把握できないこと、傍聴人による突然の発声の可能性も否定できないことなど、法廷の傍聴における特殊性があることや、現在の感染状況、特に冬季における感染拡大の状況等が現時点では見通せず、その状

況を見極める必要があること等を併せて考慮すると、政府のイベントの開催制限の緩和等に関する考え方を踏まえても、この場面の感染リスクの態様に応じた感染防止対策としては、傍聴人間の間隔を1メートル程度空ける必要はないものの、席を1席空けとするなど一般の傍聴人の席部分を当面は50%程度とする対策を講じることが相当と考えられる。

なお、司法記者の傍聴や、事件当事者に伴う事件関係者の傍聴の場合は、普段から一定程度の接触があること、事前の注意喚起等により発言しないことを徹底できること、連絡先を把握できることから感染者が出た場合に連絡をしやすいことなどから、その感染リスクの態様等を考慮し、上記関係者間の席の間隔を設ける必要性は高くないと考えられる。

以上